

日本大学習志野高等学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

1 いじめ防止に向けた本校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 日本大学習志野高等学校いじめ防止基本方針策定の目的

日本大学習志野高等学校いじめ防止対策基本方針（以下、「学校基本方針」という。）は、いじめの防止及び解決を図るための基本的事項を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・生徒・保護者が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り、「いじめをしてはならない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものである。

(3) いじめを防止する基本的な方向性

① いじめの未然防止

◆学校での居場所作り，自己有用感の育成，豊かな人間関係作り，コミュニケーション力の育成

- ・生徒が自分と違う考え方や行動をとる人がいてもそれぞれの個性を受け止め，励ましあい，支えあう人間関係の構築
- ・いじめを許さない風土づくり，いじめを許さない学校学級世論作りに努める
- ・規範意識を養う指導と学級全体で話し合いの出来る雰囲気作り
- ・基本的生活習慣の確立
- ・相談活動の推進
- ・生徒活動の充実
- ・学年集会における指導の徹底

② いじめの早期発見・早期対応

◆教育相談活動の充実，教職員体制の組織化と強化

- ・いじめ防止対策委員会による情報交換と分析，組織による指導支援体制作り
- ・教職員の資質の向上
- ・アンケート等質問紙法の定期的実施と分析法の確立
- ・保護者への素早い的確な対応

③ いじめに対する適切な処置・措置

◆関連諸機関との連携

- ・生徒保護者との信頼関係の確立
- ・保護者への説明責任と家庭での支援の依頼
- ・組織的な対応の徹底と情報の共有
- ・警察署等関係機関，専門機関との連携

2 いじめ防止対策委員会の設置・役割

(1) 設置

○法第22条, 千葉県いじめ防止対策推進条例12条に基づき, 本校に「いじめ防止対策委員会(以下, 「対策委員会」という。)を設置する。

(2) 構成

○対策委員会の構成員は原則として次の者とする。

委員長 校長, 副委員長 教頭, 校務運営委員, 前生活指導部主任
養護教諭, 生徒相談係り(スクールカウンセラー)

○事案の状況により, 関係する教職員, 専門家等を加える。

(3) 役割

○いじめの防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。

○委員長(副委員長)は総括し, 実態把握と解決に向けた組織的対応を指示する。

(実態把握において生徒保護者の個人情報取り扱いには注意する)

○いじめ事案に対して中核となり, 組織的な取組を展開する。

○いじめに関する情報収集, 記録, 対応の際の役割分担等を行う。

○重大事態発生(犯罪行為等)の際には, 理工学部, 本部, 千葉県学事課(関係する部署)
直轄警察署その他の専門機関と連携して的確に対処する

○学校基本方針, 年間計画の作成, 検証, 修正を行う。

(4) 年間計画

月	主 な 内 容
4月	対策委員会(年間活動方針等の確認)
5月	学年会などによる共通理解・情報共有・学年集会での道徳指導
6月	学年会などによる共通理解・情報共有・学年集会での道徳指導・実態調査(アンケート)
7月	個別・三者面談・学習相談
8月	個別・三者面談・学習相談・いじめ防止教職員研修
9月	学年会などによる共通理解・情報共有・学年集会での道徳指導
10月	学年会などによる共通理解・情報共有・学年集会での道徳指導
11月	学年会などによる共通理解・情報共有・学年集会での道徳指導
12月	個別・三者面談・学習相談
1月	学年会などによる共通理解・情報共有・学年集会での道徳指導
2月	学年会などによる共通理解・情報共有・学年集会での道徳指導 必要に応じてアンケート実施
3月	対策委員会(年間活動のまとめ)

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、未然防止に向けて、生徒が自分とは違う考え方や行動をとる人がいてもそれぞれの個性を素直に受け止める指導をする。さらに、心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを推進し、すべての生徒が安心して、豊かに学校生活を送ることができるようにする。

- いじめを許さない風土づくり、いじめを許さない学校学級世論作りに努める。
- 「わかる授業」「思考判断表現を中心に生徒が主体的に参加する授業」
 - ・規律ある授業
 - ・学び合いと主体的に参加できる授業づくりを行う。
- あいさつ運動
 - ・互いの存在を認め合う雰囲気を作る。
- 相談活動の充実
 - ・家庭訪問の在り方を確認し、情報の収集・共有の場としていく。
 - ・教育相談の内容充実を図る。
 - ・職員研修を充実させ、職員資質の向上を図る。
- 生徒活動の充実
 - ・教育活動全般を通して生徒が自己有用感を得られるよう、計画の配慮及び運営を図る。
 - ・学校行事（球技大会・文化祭・体育祭）等における生徒会中心とした企画運営。
 - ・地域行事・地域防災訓練等へ参加することにより、地域での居場所を体感させ、自己の存在の大切さを気付かせる。
- 人権教育、道徳教育の充実を図る。
- 情報モラル教育の推進。

(2) いじめの早期発見

些細な兆候であっても、疑いをもって早い段階から複数の教員で的確に関わり、いじめの早期発見に努める。日頃から生徒との信頼関係を構築するとともに、教員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有していく。

- いじめを見逃さない校内研修の充実と教職員の意識向上と体制づくりを推進する。
- 定期的なアンケートを実施する。（7月・1月）
 - ・必要に応じて臨時に実施する場合もある。
- 個別・三者面談などを通して教育相談を実施する。（7月・8月・9月・12月）
 - ・必要に応じて臨時に実施する場合もある。

(3) いじめに対する措置

いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で、加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- 指導教諭が一人にならないよう対策委員会を核として、組織的な対応を徹底する。
- 速やかに事実確認を行い、被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援を行う。
- 集団全体への指導・支援を適切に行う。
- 状況、ケースによっては警察署等関係機関、専門機関との連携を適切に図る。

(4) 教職員研修の実施

全ての教職員がいじめに対する「予防」「早期発見」「措置」に対する共通認識を図るとともに、生徒と保護者とより良い信頼関係が構築できるように校内研修を行う。

- いじめ防止、未然防止対応に向けた研修、学級経営研修、教育相談演習・研修を計画的に実施する。(ケーススタディ、インシデントプロセス等)
- 日頃からコミュニケーションをとり生徒理解に努める。

(5) 学校・家庭・地域連携事業等との連携

学校基本方針等について保護者や地域の方々の理解を得ながら、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、緊密な連携協力を図る。

- いじめ問題に対して、個人情報に配慮し、保護者や地域の方たちと情報を共有し、共通理解のもと対応を図る。

4 重大事態への対処

(1) 発生時の報告

- 最初に認知した教職員（HR担任、教科担任、部活顧問等）は⇒当該学年主任⇒教頭⇒校長の順で報告し、校長及び教頭は対策委員会を開く。
- 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに理工学部、本部、千葉県学事課（関係する部署）に報告する。

(2) 調査・報告

- 対策委員会を核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。
- さらに、その調査結果を理工学部、本部、千葉県学事課（関係する部署）に報告する。

(3) 生徒・保護者への報告

○いじめを受けた生徒及びその保護者に対して，調査によって明らかになった事実関係を適宜・適切に報告する。

5 その他

○必要があると認められる際には，学校基本方針を改定し，改めて公表する。